

学校保健法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

学校保健及び学校安全の充実を図るとともに、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、国が学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準を策定するとともに、養護教諭、栄養教諭その他の職員の役割について定める等所要の措置を講ずる。

概要

学校保健法の一部改正(学校保健・学校安全)

- 法律の題名を「学校保健安全法」に改称
- 国・地方公共団体の責務(財政上の措置その他の必要な施策の実施、国による学校安全の推進に関する計画の策定等)を明記
- 学校の設置者の責務(学校の施設設備・管理運営体制の整備充実等)を明記

【学校保健】

- 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

【学校安全】

- 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

学校給食法の一部改正(食育・学校給食)

- 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ・食育の観点から学校給食の目標を改定
(食に関する適切な判断力の涵養、伝統的な食文化の理解、食を通じた生命、自然を尊重する態度の涵養 等)
 - ・栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進
(食に関する指導の全体計画の策定、地場産物の活用)
- 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

施行期日

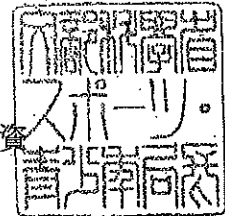
平成21年4月1日

20文科ス第522号
平成20年7月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各公立大学法人の理事長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放送大学学園理事長

殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
樋口修資



(印影印刷)

学校保健法等の一部を改正する法律の公布について (通知)

このたび、別添1のとおり、「学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）」（以下「改正法」という。）が平成20年6月18日に公布され、平成21年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、メンタルヘルスに関する問題やアレルギー疾患を抱える児童生徒等の増加、児童生徒等が被害者となる事件・事故・災害等の発生、さらには、学校における食育の推進の観点から「生きた教材」としての学校給食の重要性の高まりなど、近年の児童生徒等の健康・安全を取り巻く状況の変化にかんがみ、学校保健及び学校安全に関して、地域の実情や児童生徒等の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定の整備を図るとともに、学校の設置者並びに国及び地方公共団体の責務を定め、また、学校給食を活用した食に関する指導の充実を図る等の措置を講ずるものです。

改正の概要及び留意事項については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いするとともに、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。）及び学校法人等に対する周知を図るようお願いいたします。

また、本改正法については、別添2及び別添3のとおり、衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会において、それぞれ附帯決議が付されておりますので、これらの点に十分留意されるよう御配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係政省令の改正及び関係告示の制定については、追ってこれを行い、その内容については別途通知する予定ですので、予め御承知おき願います。

記

第一 改正法の概要

第1 学校保健法の一部改正関係（改正法第1条関係）

一 総則

(1) 法律の題名及び目的

法律の題名を「学校保健安全法」に改めたこと。（題名関係）

また、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。（第1条関係）

(2) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしたこと。

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。（第3条関係）

二 学校保健に関する事項

(1) 学校保健に関する学校の設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。（第4条関係）

(2) 学校環境衛生基準

文部科学大臣は、学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校の設置者は、当該基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならないものとしたこと。

校長は、当該基準に照らし、適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。（第6条関係）

(3) 保健指導

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとしたこと。(第9条関係)

(4) 地域の医療機関等との連携

学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとしたこと。(第10条関係)

三 学校安全に関する事項

(1) 学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等(以下「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合(以下「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。(第26条関係)

(2) 総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。(第27条関係)

(3) 学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。(第28条関係)

(4) 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとしたこと。(第29条関係)

(5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。(第30条関係)

四 その他

専修学校における保健管理及び安全管理について、関係する規定を準用すること

としたこと。(第32条関係)

第2 学校給食法の一部改正関係 (改正法第2条関係)

(1) 法律の目的

本法の目的を、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとしたこと。(第1条関係)

(2) 学校給食の目標

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならないこととしたこと。

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。(第2条関係)

(3) 学校給食実施基準

文部科学大臣は、学校給食の適切な実施のために必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとしたこと。

(第8条関係)

(4) 学校給食衛生管理基準

- 1 文部科学大臣は、学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準を定めるものとし、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとしたこと。

- 2 義務教育諸学校の校長は、1の基準に照らし、適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。

(第9条関係)

(5) 学校給食を活用した食に関する指導

- 1 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置

を講ずるものとしたこと。

- 2 栄養教諭が1の指導を行うに当たっては、地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を行い、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとしたこと。
- 3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、学校給食を活用した食に関する指導を行うよう努めるものとしたこと。(第10条関係)

第3 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第3条関係)

夜間課程を置く高等学校における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第7条関係)

第4 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正関係(改正法第4条関係)

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食の実施について、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に関する規定を準用することとしたこと。(第6条関係)

第5 施行期日等

- 1 この法律は、平成21年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。(附則第2条関係)
- 3 この法律の施行に伴い、関係法律に関し、所要の規定の整備を行うこと。(附則第3条から第11条まで関係)
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第二 留意事項

第1 学校保健安全法関連

一 学校保健及び学校安全に共通する留意事項

(1) 施策の推進に当たっての配慮

学校保健及び学校安全に係る施策の推進に当たっては、学校の実情や児童生徒等の発達段階、心身の状況、障害の有無について適切に配慮しつつ、校長の下で組織的な対応を図るとともに、各種の関係通知、文部科学省や関係団体が作成した報告書、指導用参考資料、調査結果等(別添4参照)に御留意いただき、適切な対応に努められたいこと。

(2) 国及び地方公共団体の責務について(第3条)

- 1 第1項において、国及び地方公共団体が学校保健及び学校安全に関して講ずべき必要な施策としては、例えば、物的条件や人的体制の整備充実に係る財政上又は法制上の措置、通知や各種会議等を通じた情報提供や指導助言、指導用参考資料や実践事例集の作成・配布、関係教職員を対象とした研修会の開催などが考えられること。

また、文部科学省としては、学校保健、学校安全、食育・学校給食に関する各般の施策を引き続き推進することとしており、地方公共団体においても、これらの施策を参考にしつつ、適切な対応に努められたいこと。

2 地方公共団体においては、第2項の規定に基づき新たに国が策定することとなる「学校安全の推進に関する計画」やその他国が講ずる所要の措置を参考にしつつ、地域の実情を踏まえた施策の実施に努められたいこと。

(3) 学校及びその設置者の連携協力について

本法において「学校においては」とは、これらの措置の実施をすべて学校長その他の教職員のみ責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものであることに留意されたいこと。

学校の設置者においては、第4条及び第26条の規定に基づき、その設置する学校が本法の規定に基づいて実施すべき各種の措置を円滑に実施することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

二 学校保健に関する留意事項

(4) 学校保健に関する学校の設置者の責務について（第4条）

- 1 本条は、学校保健に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校保健に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。
- 2 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、保健室の相談スペースの拡充や備品の充実、換気設備や照明の整備、自動体外式除細動器（AED）の設置など物的条件の整備、養護教諭やスクールカウンセラーの適切な配置など人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

(5) 学校保健計画について（第5条）

- 1 学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。
- 2 学校保健計画には、法律で規定された①児童生徒等及び職員の健康診断、②環境衛生検査、③児童生徒等に対する指導に関する事項を必ず盛り込むこととする。
- 3 学校保健に関する取組を進めるに当たっては、学校のみならず、保護者や関係機関・関係団体等と連携協力を図っていくことが重要であることから、学校教育法等において学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとされていることも踏まえ、学校保健計画の内容については原則として保護者等の関係者に周知を図ることとすること。このことは、学校安全計画についても同様であること。

(6) 学校環境衛生基準について（第6条）

- 1 第6条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校環境衛生基準については、現行の「学校環境衛生の基準」（平成4年文部省体育局長裁定）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応しうるものとなるよう、今後

内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。

2 学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より第3項の申出を受けた当該学校の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。このことは、第28条に基づく学校の施設設備の改善措置についても同様であること。

3 学校の環境衛生の維持改善に当たっては、受水槽など環境衛生に係る施設設備の適切な管理を図るとともに、環境衛生検査に必要な図面等の書類や検査結果の保管について万全を期されたいこと。

(7) 保健指導について(第9条)

1 近年、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患等の現代的な健康課題が生ずるなど児童生徒等の心身の健康問題が多様化、深刻化している中、これらの問題に学校が適切に対応することが求められていることから、第9条においては、健康相談や担任教諭等の行う日常的な健康観察による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として、関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものであること。

したがって、このような保健指導の前提として行われる第8条の健康相談についても、児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、特定の教職員に限らず、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭など関係教職員による積極的な参画が求められるものであること。

2 学校医及び学校歯科医は、健康診断及びそれに基づく疾病の予防処置、改正法において明確化された保健指導の実施をはじめ、感染症対策、食育、生活習慣病の予防や歯・口の健康づくり等について、また、学校薬剤師は、学校環境衛生の維持管理をはじめ、薬物乱用防止教育等について、それぞれ重要な役割を担っており、さらには、学校と地域の医療機関等との連携の要としての役割も期待されることから、各学校において、児童生徒等の多様な健康課題に的確に対応するため、これらの者の有する専門的知見の積極的な活用に努められたいこと。

三 学校安全に関する留意事項

(8) 学校安全に関する学校の設置者の責務について(第26条)

1 本条は、学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、従来から各設置者が実施してきた学校安全に関する取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確に規定したものであること。

2 「その設置する学校において」とは、①校舎、運動場など当該学校の敷地内のほか、②当該学校の敷地外であって、学校の設置者の管理責任の対象となる活動が行われる場所(農場など実習施設等)を想定していること。

なお、通学路における児童生徒等の安全については、通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであるが、本法においては、第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に

努められたいこと。

- 3 「加害行為」とは、他者の故意により、児童生徒等に危害を生じさせる行為を指すものであり、学校に侵入した不審者が児童生徒等に対して危害を加えるような場合等を想定していること。

また、「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるものと考えられること。この場合、いじめ等の発生防止については、基本的には生徒指導の観点から取り組まれるべき事項であるが、いじめ等により児童生徒等が身体的危害を受けるような状態にあり、当該児童生徒等の安全を確保する必要があるような場合には、学校安全の観点から本法の対象となること。

- 4 「災害」については、地震、風水害、火災といったすべての学校において対応が求められる災害のほか、津波、火山活動による災害、原子力災害などについても、各学校の所在する地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと。

- 5 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生などが想定されうること。

- 6 「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」としては、例えば、防犯カメラやインターホンの導入など安全管理面からの物的条件の整備、警備員やスクールガード・リーダーの配置など学校安全に関する人的体制の整備、教職員の資質向上を図るための研修会の開催などが考えられること。

(9) 学校安全計画について（第27条）

- 1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。

- 2 学校においては、生活安全（防犯を含む。）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。

- ① 学校の施設設備の安全点検については、校舎等からの落下事故、学校に設置された遊具による事故などが発生していることや近年の地震から想定される被害等も踏まえ、施設設備の不備や危険箇所の点検・確認を行うとともに、必要に応じて補修、修繕等の改善措置（第28条）を講ずることが求められること。

なお、学校の施設設備の安全管理を行うに当たっては、児童生徒等の多様な行動に対応したものとなるよう留意されたいこと。

- ② 児童生徒等に対する安全指導については、児童生徒等に安全に行動する能力を身に付けさせることを目的として行うものであり、児童生徒等を取り巻く環境を安全に保つ活動である安全管理と一体的に取り組むことが重要であること。近年、学校内外において児童生徒等が巻き込まれる事件・事故・災害等が発生していることを踏まえ、防犯教室や交通安全教室の開催、避難訓練の実施、通学路の危険箇所を示したマップの作成など安全指導の一層の充実に努められたいこと。

- ③ 教職員の研修については、学校安全に関する取組がすべての教職員の連携協

力により学校全体として行われることが必要であることを踏まえ、文部科学省が作成している安全教育参考資料や独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成している事故事例集等も活用しつつ、また、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図りながら、学校安全に関する教職員の資質の向上に努められたいこと。

(1.0) 危険等発生時対処要領の作成等について (第29条)

1. 危険等発生時対処要領は、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するものであること。内容としては、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じたものとする。また、作成後は、毎年度適切な見直しを行うことが必要であること。
2. 第3項の「その他の関係者」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた保護者や教職員が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

第2 学校給食法関連

(1) 学校における食育の推進と栄養教諭の配置促進について

改正法により、法律の目的に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、学校給食の目標についても食育推進の観点から見直しが行われるとともに、第10条においては、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこととされたところであり、各都道府県教育委員会等においては、このような改正法の趣旨を踏まえ、学校給食を活用しつつ、教育活動全体を通じて学校における食育の更なる推進を図るとともに、学校における食育推進の中核的な役割を担う栄養教諭の一層の配置拡大に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「栄養教諭の配置促進について」(平成19年7月11日付け19文科ス第156号文部科学省スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに19文科ス第157号文部科学事務次官通知)も併せて参照されたいこと。

(2) 学校給食における地場産物の活用の推進 (第10条第2項)

栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うに当たり、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然や環境、食文化、産業について理解を深めたり、生産者や生産過程を理解し、食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意義を有するものであることから、学校給食実施校におかれては、学校給食における地場産物の積極的な活用に配慮いただきたいこと。また、米飯給食は、日本人の伝統的食生活の根幹である米飯の正しい食習慣を身に付けさせたり、我が国の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること(第2条第6号)ができるなどの教育的意義を有するものであり、引き続きその普及・定着に努められたいこと。

なお、学校給食の食材として具体的にどのような食材を用いるかについては、児童生徒の健康状態、家庭における食生活、生活活動の実態、食品の安全性の確保など地域の実情等を踏まえ、学校給食実施者が適切に判断すべきものであること。

(3) 学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準（第8条及び第9条）

- 1 第8条及び第9条の規定に基づき、新たに文部科学大臣が定める学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準については、現行の「学校給食実施基準」（昭和29年文部省告示第90号）及び「学校給食衛生管理の基準」（平成9年文部省体育局長通知）の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応するものとなるよう、今後内容の精査など必要な検討を進め、告示として制定することを予定していること。
- 2 学校給食の衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長又は共同調理場の長より第3項の申し出を受けた当該学校又は共同調理場の設置者は、適切な対応をとるよう努められたいこと。
- 3 学校給食の衛生管理に関しては、食の安全を揺るがす様々な事案の発生が報告されている現状を踏まえ、より安全で安心な食事を児童生徒に提供するため、今後とも、学校給食の衛生管理の徹底に努めていただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページアドレス

学校保健法等の一部を改正する法律関係資料（概要・法律・新旧対照表）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/08040703.htm

(ホーム>政策関連情報>国会提出法律>第169回国会における文部科学省成立法律)

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課

TEL : 03-5253-4111(内線 2695)

学校保健法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年六月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第七十三号

学校保健法等の一部を改正する法律

(学校保健法の一部改正)

第一条 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
学校保健安全法

目次中「第三条の二」を「第三条」に、

「第二章 健康診断及び健康相談(第四条、第十一条)」「第三章 伝染病の予防(第十二条、第十四条)」「第四章 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学
第五節 地方公共団体の援助及び国の補助(第十七条)」「第二章 学校保健
第一節 学校の管理運営等(第四条、第七条)」「第二節 健康相談等(第八条、第十条)」「第三節 健康診断(第十一条、第十八条)」「第四節 感染症の予防(第十九条、第二十一条)」「第五節 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校
第六節 地方公共団体の援助及び国の補助(第二十四条)」「第三章 学校安全(第二十六条、第三十条)」

校薬劑師(第十五条、第十六条)を
第十八条」

「第六章」を「第四章」に、「第十九条―第二十二條」を「第
三十一條、第三十二條」に改める。

薬劑師(第二十二條、第二十三條、
第二十五條)

三十一條、第三十二條」に改める。

第一条中「保健管理及び」を「児童生徒等及び職員等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に必要事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における」に改め、「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図る」を削る。

第二章から第五章までの章名を削る。
 第二十一条中「定が」を「定めが」に、「基き」を「基づき」に改め、同条を第二十一条とする。
 第十九条及び第二十条を削る。
 第六章を第四節とし、同章の前に次の五条を加える。

第十九条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

3 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十一条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十二条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十三条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十四条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十五条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十六条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第三十八条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第十七条中「伝染性」を「感染性」に改め、「学校教育法第十八条に規定する保護者をいう。」を削り、同条を第二十四条とする。
 第十六条を第二十三条とし、同条の次に次の節名を付する。
 第六節 地方公共団体の援助及び国の補助
 第十五条を第二十一条とする。
 第十四条中「第二十一条」を「第十九条」に、「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 学校保健技術並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

第十三条中「伝染病」を「感染症」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条中「伝染病」を「感染症」に、「かかっている」を「かかっている」に、「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条を削る。

第十条第二項中「第四条」を「第十一条」に、「第六条及び第八条」を「第十三条及び第十五条」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

第四節 感染症の予防

第九条を第十六条とする。
 第八条の前に見出しを削り、同条を第十五条とし、同条の前に見出しとして「職員の健康診断」を付する。

第七條中「基き」を「基づき」に改め、同条を第十四条とする。

第六條の前に見出しを削り、同条中「幼児、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等」に改め、同条を第十三条とし、同条の前に見出しとして「児童生徒等の健康診断」を付する。

第五條を第十二条とする。

第四條の前に見出しを削り、同条中「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「就学時の健康診断」を付する。

第三條及び第三條の一を削る。

第二條の見出しを「学校保健計画の策定等」に改め、同条中「幼児、児童、児童、生徒又は学生」を「児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等」に、「安全点検その他の保健又は安全」を「児童生徒等に対する指導その他保健」に、「立て」を「策定し」に改め、同条を第五條とし、同条の次に次の二條、一節及び節名を加える。

（学校環境衛生基準）

第六條 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第九條第一項（夜間課程を置く高等小学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第七條及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第六條において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)
第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

(健康相談)
第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)
第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において同じ。)に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)
第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第三章 健康診断
第一条の次に次の二条、章名、節名及び一条を加える。

(定義)
第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 学校保健
第一節 学校の管理運営等
(学校保健に関する学校の設置者の責務)
第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食法の一部改正)
第二条 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

目次
第一章 総則(第一条―第五条)
第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項(第六条―第九条)
第三章 学校給食を活用した食に関する指導(第十条)
第四章 雑則(第十一条―第十四条)

附則

第一章 総則
第一条中「資し」を「資するものであり」に、「国民の食生活の改善に寄与する」を「児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす」に、「の実施」を「及び学校給食を活用した食に関する指導の実施」に改め、「普及充実」の下に「及び学校における食育の推進」を加える。

第一条中「については」を「を実施するに当たっては」に改め、「の各号」を削り、「の達成」を「が達成されるよう」に改め、同条第四号中「食糧」を「食料」に、「配分」を「流通」に改め、同条第七号中「し、同条第三号を削り、同条第二号中「社会的」の下に「及び協同の精神」を加え、同条を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

第一条第一号中「正しい理解と」を「正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び」に、「習慣」を「食習慣」に改め、同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項
第十条を第十四条とする。

第十一条を第十四条とする。

第十二条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第十三条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

(学校給食実施基準)
第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)
第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を円滑に実施する上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導
第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の表情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

第五条の三中「つかさどる職員」の下に「(第十條第三項において)学校給食栄養管理者」というのを加え、同条を第七條とする。

第五条の二中「次条において」を「以下」に改め、同条を第六條とする。

(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律の一部改正)

第三条 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第七條を第八條とし、第六條の次に次の一條を加える。

(学校給食法の準用)

第七條 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第八條及び第九條の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。

(特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律の一部改正)

第四条 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第六條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。

(学校給食法の準用)

第六條 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第八條及び第九條の規定は、学校給食の実施について準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び附則第三項中「第五条の三」を「第七條」に、「第五条の二」を「第六條」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「第五条の三」を「第七條」に改める。

(義務教育費国庫負担法等の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第六條」に改める。

一 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第二条

二 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第二条

三 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一条第一項

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第六条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条の三」を「第七條」に改める。

第三条第三項中「第五条の二」を「第六條」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五条の三」を「第七條」に改める。

第六条及び第八条の二第二号中「第五条の二」を「第六條」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「第五条の二」を「第六條」に、「第五条の三」を「第七條」に改める。

(母子保健法等の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

一 母子保健法(昭和四十年法律第四十二号)第八條の三

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第五十二条の二第四項

三 健康増進法(平成十四年法律第三十三号)第六條第七号

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の項及び第十三条第四項の表学校給食法の項中「第七條第一項」を「第十二條第一項」に改める。

(発達障害者支援法の一部改正)

第十一条 発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第四条」を「第十一条」に改める。

内閣総理大臣 福田 康夫

総務大臣 増田 寛也

文部科学大臣 渡部 健三朗

厚生労働大臣 舩添 要一

官報(平成二十年七月四日 第四八六四号)による正誤

同日(同号外)公布法律第七十三号(学校保健法等の一部を改正する法律)

(印刷誤り)

一五上 一六講するよう努め講するよう努め

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年五月三十日
衆議院文部科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加に対応するため、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源の一層の充実を図ること。
- 二 多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修の充実を図ること。
- 三 学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四 子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、今般「学校環境衛生の基準」が法律上明記されるに当たり、その完全実施に向けて万全を期すること。
- 五 学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするとともに、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うこと。
- 六 各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援に努めること。
- 七 学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八 各学校において、通学も含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九 各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、スクールガード・リーダーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
- 十 学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、学校安全対策の重要性について国民の理解を深めるよう努めること。

十一 学校安全対策の推進に当たっては、関係教職員の資質の向上を図るため、研修の実施及びその支援に努めること。

十二 学校安全対策の推進を図るため、必要な調査研究の実施やその成果の普及に努めること。

十三 学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十四 「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十五 食品の安全性の確保が喫緊の課題となっている中で、学校給食においても十分にその安全性を確保する必要があることから、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等を十分検証し、その完全実施に向けて万全を期すこと。

十六 食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十七 本改正案の実施に当たり、養護教諭を中心とした保健指導の充実、栄養教諭による食に関する指導の推進、学校安全に関する規定の整備等について、その趣旨を十分周知するとともに、校長が適切なリーダーシップを発揮して学校運営が行われるよう環境整備に努めること。

学校保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十年六月十日
参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。
- 二、多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。
- 三、学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四、「学校環境衛生基準」の作成に当たっては、子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向けて万全を期すこと。
- 五、学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするほか、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うとともに、障がいをもつ児童生徒等について合理的な配慮を行うこと。
- 六、各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援を行うこと。
- 七、学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、関係省庁の連携を充実させるとともに、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九、各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等人的体制の整備を行うこと。

- 十、学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組の情報収集とその提供、学校安全対策に従事する者及び関係教職員の資質向上のための研修実施とその支援、必要な調査研究とその成果の普及に努めるとともに、学校安全対策の重要性について広く国民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずること。
- 十一、放課後子どもプランの実施等学校における多様な教育活動の実践を踏まえ、学校において事故等により児童生徒等が被害に遭った場合の救済のため、共済給付の制度の充実その他の学校安全に係る被害救済のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十二、学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、計画を策定するなど着実に必要な配置を図ること。
また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。
- 十三、「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。
- 十四、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等の十分な検証と再発防止策を徹底し、その完全実施を図るとともに、食品の安全性の確保が喫緊の課題となっていることにかんがみ、学校給食食材の安全性の確保に万全を期すこと。
- 十五、食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。
- 十六、本改正案の趣旨を十分周知するとともに、各学校における学校保健及び学校安全に係る取組が校長の適切なリーダーシップの下に行われるよう環境整備に努めること。
- 十七、各学校の設置者は、学校の環境衛生及び安全の確保、学校給食の実施及び衛生管理に当たり、当該学校の施設設備等について、適正を欠き又は支障があると認められる事項があり、当該学校長の申出がなされた場合、速やかに、明確な対応策を示すこと。
- 十八、新型インフルエンザ等国家的規模での緊急かつ総合的な対策が求められる課題について、学校における児童生徒等の健康と安全確保の観点から、速やかに、講ずべき具体的な措置を検討すること。
- 十九、公立学校施設の耐震化の一層の促進を図ること。特に、危険度の高い建物について、早急な耐震補強工事等の実施を促すとともに必要な支援を行うこと。

右決議する。

関係通知・報告書・指導用参考資料・調査結果等

(○関係通知、●報告書・参考資料・調査結果等)

- 中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(平成20年1月17日)

学校保健

【健康教育全般】

- 「私の健康(小学生用)」(平成20年3月文部科学省)
- 「かけがえのない自分かけがえのない健康(中学生用)」(平成20年3月文部科学省)
- 「健康な生活を送るために(高校生用)」(平成20年3月文部科学省)

【健康診断】

- 就学時の健康診断マニュアル(平成14年3月財団法人日本学校保健会)
- 児童生徒の健康診断マニュアル(改訂版)(平成18年3月財団法人日本学校保健会)

【学校環境衛生】

- 『「学校環境衛生の基準」の一部改訂について』(平成19年7月10日付け19文科ス第155号スポーツ・青少年局長通知)
- 「学校環境衛生管理マニュアル」(平成16年3月文部科学省)
- 学校における室内空气中化学物質に関する実態調査(平成13年12月、平成16年2月文部科学省)
- 「健康的な学習環境を確保するためにー有害な化学物質の室内濃度低減に向けてー」(平成18年6月文部科学省)

【メンタルヘルス】

- 「子どものメンタルヘルスの理解とその対応」(平成19年2月財団法人日本学校保健会)
- 保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査(平成20年2月財団法人日本学校保健会)

【アレルギー疾患への対応】

- 『「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」について』(平成20年6月4日付け20文科ス第339号スポーツ・青少年局長通知)

- 学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（平成20年3月財団法人日本学校保健会）
- アレルギー疾患に関する調査研究報告書（平成19年3月文部科学省）

【薬物乱用防止教育】

- 「薬物乱用防止に関する指導の徹底について」（平成18年4月25日付け18ス学健第3号学校健康教育課長通知）
- 薬物等に対する意識等調査報告書（平成19年3月文部科学省）
- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止防止に関する指導参考資料（小学校編平成17年2月、中学校編平成16年3月、高等学校編平成16年8月文部科学省）

【感染症対策】

- 「鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザへの対策等について」（平成18年1月16日付け17ス学健第18号生涯学習推進課長、教育課程課長及び学校健康教育課長通知）
- 「麻しんに関する特定感染症予防指針に基づく協力依頼について」（平成20年2月5日付け19ス学健第31号学校健康教育課長通知）
- 学校における麻しん対策ガイドライン（平成20年3月国立感染症研究所感染症情報センター）

【心のケア】

- 保護者向けリーフレット「子どもの心のケアのために－PTSDの理解とその予防－」（平成18年3月文部科学省）

学校安全

【学校安全全般】

- 安全教育参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成13年11月文部科学省）

【交通安全】

- 「平成20年度文部科学省交通安全業務計画について」（平成20年3月31日付け19ス学健第36号学校健康教育課長通知）
- 交通安全に関する危険予測学習教材「次はどうなる？」（平成14年3月文部科学省）

【災害安全（防災）】

- 「文部科学省防災業務計画」（平成20年6月30日付け文科施第138号）

- 「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について（通知）」（平成20年6月18日付け20文科施第126号）
- 「地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準等の改正について（通知）」（平成20年6月30日付け20文科施第137号）
- 防災教育教材「災害から命を守るために」（平成20年3月文部科学省）
- 「台風・集中豪雨に対する学校施設の安全のために」（平成17年3月文部科学省）

【生活安全（防犯含む。）】

（防犯対策（不審者侵入対策、通学路における安全確保））

- 「安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告について」（平成17年3月31日付け16文科ス第463号生涯学習政策局長、初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
- 「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日付け17文科ス第333号生涯学習政策局長、初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長通知）
- 「登下校時における児童生徒の安全確保のための路線バス等の活用について」（平成18年2月17日付け17文科ス第423号初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長）
- 「犯罪から子どもを守るための対策」（平成17年12月20日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議）
- 「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（平成19年11月文部科学省）
- 学校における防犯教室等実践事例集（平成18年3月文部科学省）
- 登下校時の安全確保に関する取組事例集（平成18年1月文部科学省）
- 防犯教室用小学校低学年向けリーフレット「大切ないのちとあんぜん」（平成18年2月文部科学省）
- 学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年6月文部科学省）
- 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成14年12月文部科学省）
- 学校の安全管理の取組状況に関する調査（平成18年度実績）（平成20年1月文部科学省）
- 学校施設における防犯対策の点検・改善のために～学校施設の防犯対策に係る点検・改善マニュアル作成の取組に関する調査研究報告書～（平成19年8月文部科学省大臣官房文教施設企画部及び国立教育政策研究所文教施設研究センター）

（施設・設備の維持点検）

- 「安全で快適な学校施設を維持するために」（平成13年3月文部科学省）

(学校遊具事故関係)

- 「学校に設置している遊具での事故について」(平成13年7月12日付け13初幼教第6号施設企画課長、幼児教育課長、特別支援教育課長及び学校健康教育課長通知)

(熱中症事故関係)

- 「熱中症事故の防止について」(平成20年6月13日付け20ス学健第12号学校健康教育課長及び企画・体育課長通知)
- 熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成15年6月文部科学省・独立行政法人日本スポーツ振興センター)

(転落事故関係)

- 「学校における転落事故等の防止について」(平成20年6月20日付け20ス学健第16号学校健康教育課長、施設企画課長、初等中等教育企画課長、専門教育課長及び私学行政課長通知)
- 学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成19年版)(平成20年4月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
- 学校の管理下の災害ー21ー基本統計ー(平成20年4月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

(大学における安全衛生管理)

- 「国立大学等における安全衛生管理について」(平成20年3月5日付け19高国支第10号)

(その他)

- 「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」(平成19年5月31日付け学校健康教育課事務連絡)
- 「防火シャッター等の点検時における安全対策の実施について」(平成18年6月13日施設企画課長及び学校健康教育課長事務連絡)
- 学校における自動体外式除細動器(AED)の設置状況調査(平成20年1月文部科学省)

食育・学校給食

(栄養教諭関係)

- 「栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について」(平成16年6月30日付け16文科ス第142号スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知)

- 「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の公布について」（平成17年4月1日付け17文科ス第12号スポーツ・青少年局長、生涯学習政策局長及び初等中等教育局長通知）
- 「栄養教諭の配置促進について」（平成19年7月11日付け19文科ス第156号スポーツ・青少年局長及び初等中等教育局長通知並びに19文科ス第157号文部科学事務次官通知）

（食に関する指導）

- 食に関する指導の手引（平成19年3月文部科学省）
- 食生活学習教材（小学校低学年、高学年、中学生用、指導者用）（平成20年3月文部科学省）
- 「平成17年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」（平成19年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）

（学校給食）

- 「学校給食における食事内容について」（平成15年5月30日付け15文科ス第121号スポーツ・青少年局長通知）
- 「『学校給食衛生管理の基準』の一部改訂について」（平成17年3月31日付け16文科ス第462号スポーツ・青少年局長通知）
- 学校給食調理場における手洗いマニュアル（平成20年3月文部科学省）
- 「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」（平成19年1月24日付け18文科ス第406号スポーツ・青少年局長通知）

その他

（学校施設の整備全般）

- 学校施設整備指針（平成19年7月ほか文部科学省）

学校保健法等の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

○学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）	「第一条関係」	1
○学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）	「第二条関係」	13
○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第五十七号）	「第三条関係」	19
○特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百十八号）	「第四条関係」	20
○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五条）	「附則第三条関係」	21
○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）	「附則第四条関係」	23
○義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）	「附則第五条関係」	25
○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）	「附則第五条関係」	26
○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）	「附則第五条関係」	27
○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）	「附則第六条関係」	28
○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第一百十六号）	「附則第七条関係」	30
○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）	「附則第八条関係」	32
○母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）	「附則第九条関係」	33
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）	「附則第九条関係」	34
○健康増進法（平成十四年法律第三百三号）	「附則第九条関係」	35
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）	「附則第十条関係」	36
○発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）	「附則第十一関係」	38

<p>改正後</p>	<p>学校保健安全法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 学校保健</p> <p>第一節 学校の管理運営等（第四条—第七条）</p> <p>第二節 健康相談等（第八条—第十条）</p> <p>第三節 健康診断（第十一条—第十八条）</p> <p>第四節 感染症の予防（第十九条—第二十一条）</p> <p>第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第六節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三章 学校安全（第二十六条—第三十条）</p> <p>第四章 雑則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>
<p>現行</p>	<p>学校保健法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条の二）</p> <p>第二章 健康診断及び健康相談（第四条—第十一条）</p> <p>第三章 伝染病の予防（第十二条—第十四条）</p> <p>第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第十五条・第十六条）</p> <p>第五章 地方公共団体の援助及び国の補助（第十七条・第十八条）</p> <p>第六章 雑則（第十九条—第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(新設)

(新設)

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚園及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第一百八号)第六条において準用する場合を含む。)に規定する事項を除く。)について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。)

(新設)

(学校保健安全計画)

第一条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(新設)

を定めるものとする。

2| 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3| 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において

(新設)

(新設)

(新設)

同じ。) に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(削除)

(削除)

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

(新設)

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じその改善を図らなければならない。

(学校環境の安全)

第三条の二 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じ修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

第二章 健康診断及び健康相談

(就学時の健康診断)

第四条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 (略)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 (略)

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査

ばならない。

第五条 (略)

(幼児、児童、生徒及び学生の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第八条 (略)

第九条 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十条 (略)

2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の

の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(削除)

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(新設)

(健康相談)

第十一条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生の健康に関し、健康相談を行うものとする。

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条(第十九条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
(学校保健技師)

第二十二条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 (略)

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

(文部科学省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)その他伝染病の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
(学校保健技師)

第十五条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第十六条 (略)

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要

一・二 (略)

(国の補助)

第二十五条 (略)

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならぬ。

する費用について必要な援助を行うものとする。

一・二 (略)

(国の補助)

第十八条 (略)

(新設)

(新設)

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(新設)

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じた、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

(新設)

2| 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3| 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(削除)

(削除)

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うた

(新設)

第六章 雑則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第二十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室

め、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

を設けるように努めなければならない。

3 第二条から第三条の二まで、第六条から第十四条まで及び前一条の規定は、専修学校に準用する。